

令和元年度 八幡浜市国民健康保険の運営状況

国民健康保険とは、病気やケガをしたとき、安心して医療を受けられるよう、皆さん（被保険者）がお金（保険税）を出し合って、互いに助け合う制度です。

平成 30 年度の国保制度改革によって、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うこととなりました。

また、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、国保税率の決定、賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担います。

ここでは、八幡浜市の国民健康保険の運営状況についてお知らせします。

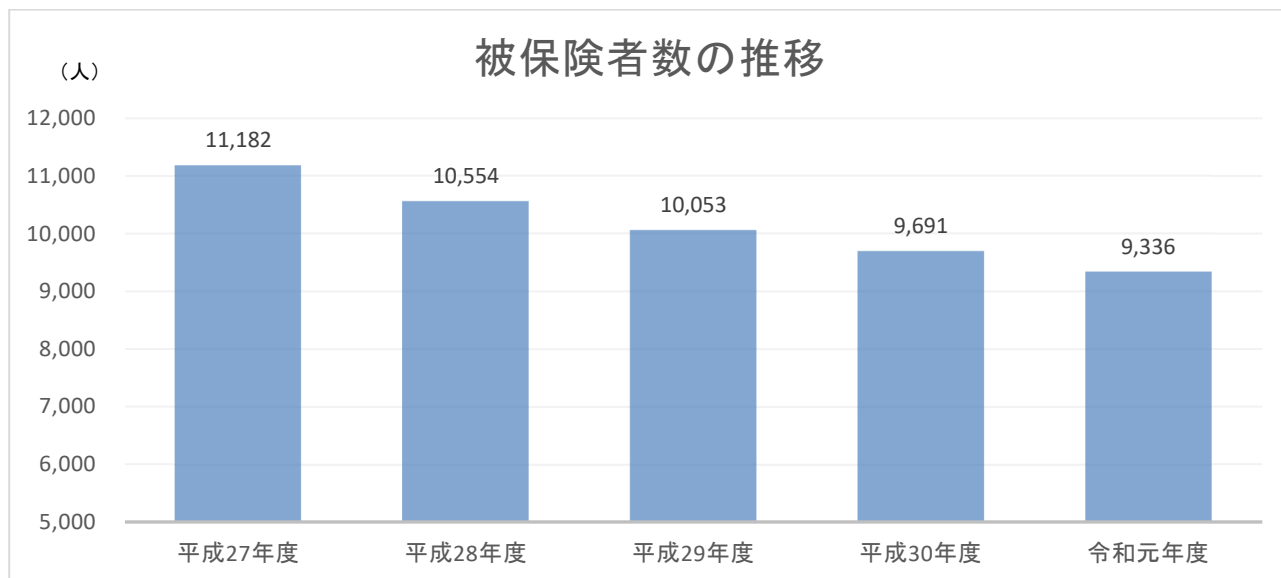
1 被保険者数

令和元年度末現在、被保険者数は 9,336 人であり、市の人口 33,519 人に対する割合は 27.9% であり、被保険者数は市全体人口の減少に加え、後期高齢者医療制度への移行者の増加により、年々減少傾向が続いています。

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
被保険者数	11,182	10,554	10,053	9,691	9,336

※年度末現在



2 医療費用と保険給付費の状況

(1) 医療費用

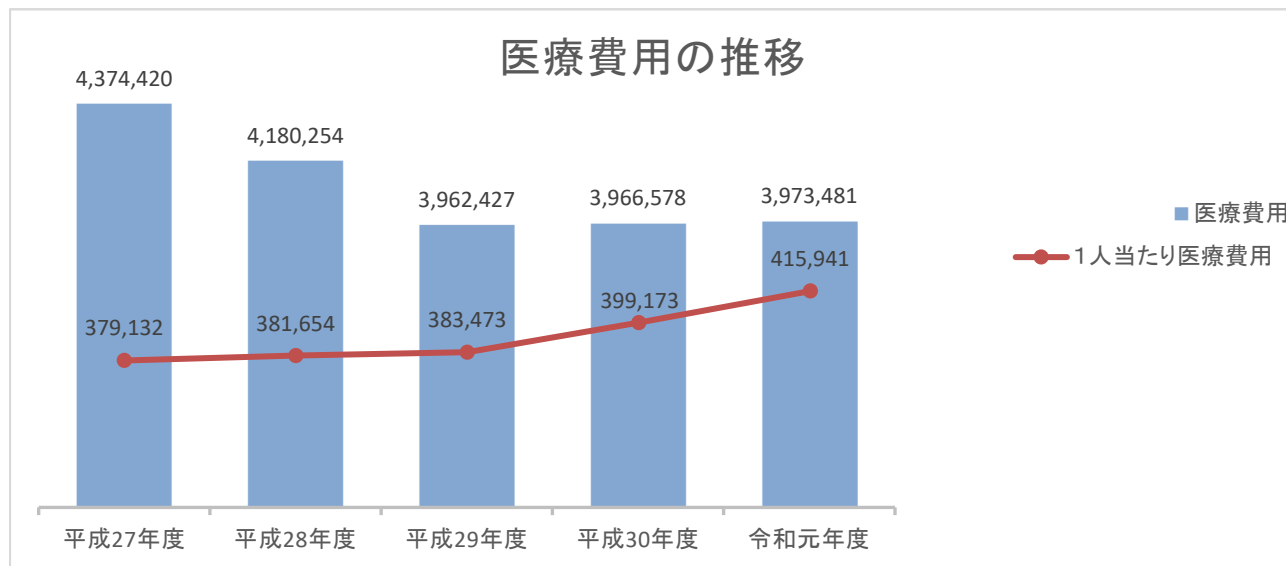
医療費用は年々僅かに減少傾向にありますが、それを上回るペースで被保険者数が減少しているため、1人当たりの医療費用は増加しています。

令和元年度での1人当たり医療費用は415,941円でした。

単位：医療費用 千円／1人当たり医療費用 円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
医療費用	4,374,420	4,180,254	3,962,427	3,966,578	3,973,481
1人当たり医療費用	379,132	381,654	383,473	399,173	415,941

※1人当たり医療費用＝医療費用／年度平均被保険者数



(2) 保険給付費

医療費用から患者負担分などを除いた市全体の保険給付費は、僅かに増加傾向にあります。

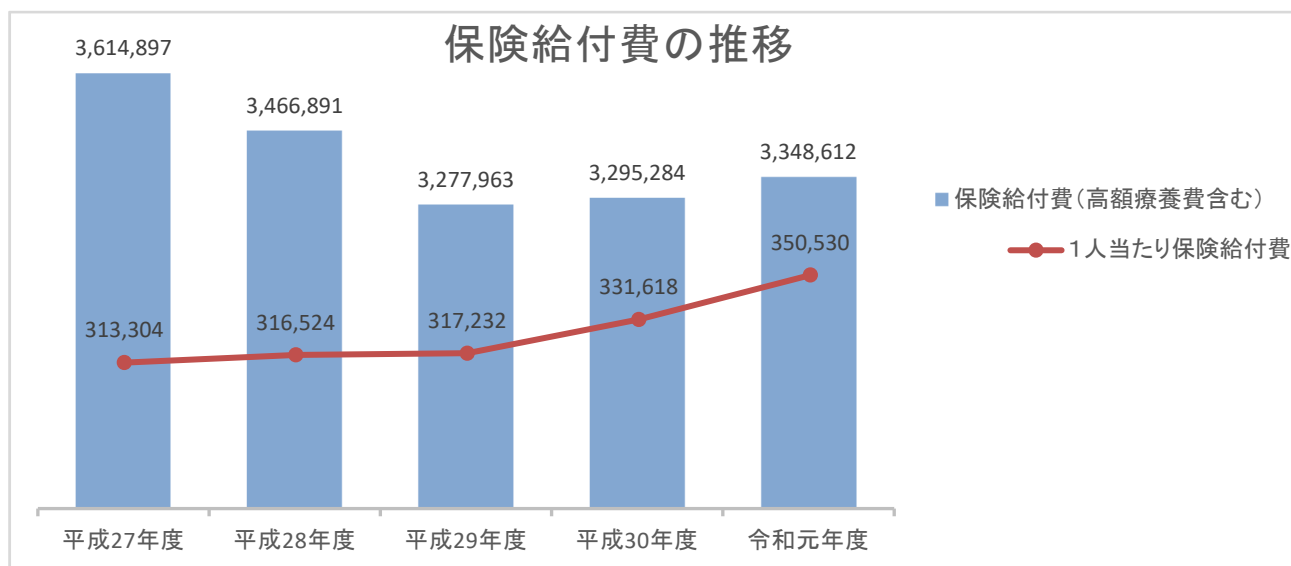
被保険者数は減少していますので、1人当たりの保険給付費は増え続けています。

令和元年度での1人当たり保険給付費は350,530円でした。

単位：保険給付費 千円／1人当たり保険給付費 円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
保険給付費(高額療養費含む)	3,614,897	3,466,891	3,277,963	3,295,284	3,348,612
1人当たり保険給付費	313,304	316,524	317,232	331,618	350,530

※1人当たり保険給付費＝保険給付費／年度平均被保険者数



3 決算状況

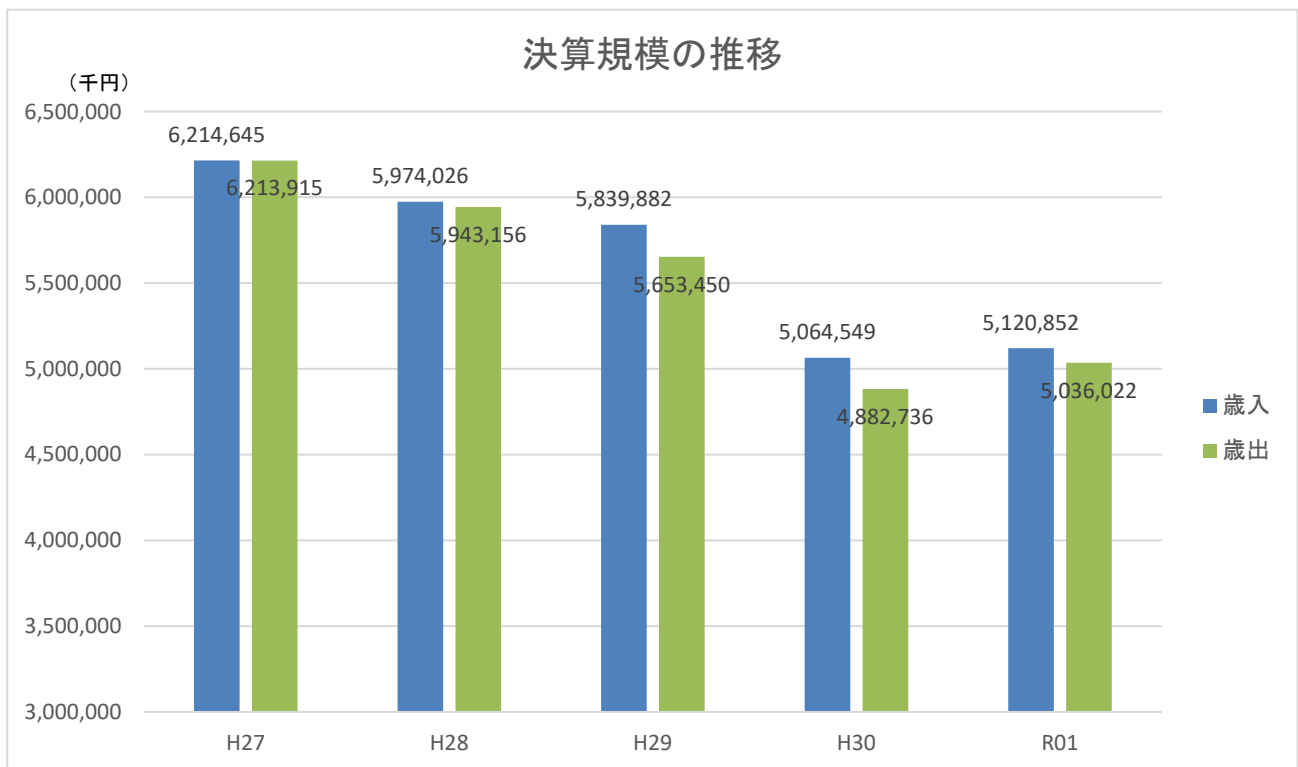
平成 30 年度の国保制度改革によって、都道府県が財政運営の責任主体となり、市は県が決定した国保事業費納付金を納付し、県は市に保険給付に必要な費用を全額交付します。

会計の仕組みが大きく変わったため、平成 30 年度以降の決算規模は小さくなりました。

令和元年度決算の状況は、歳入総額 5,120,852 千円、歳出総額 5,036,022 千円、歳入歳出差引額は 84,830 千円となりましたが、この額には前年度からの繰越金 181,813 千円が含まれており、財政調整基金には 100,020 千円を積み立てましたので、前年度繰越金を差し引き、積立金を加えた実質単年度収支は 3,037 千円の黒字でした。

単位:千円

会計年度	A 歳入	B 前年度繰越金	C 歳出	D 差引	財政調整基金		実質単年度収支 (A-B-C+E-F)
					E 基金積立額	F 基金取崩額	
H27	6,214,645	2,550	6,213,915	730	67	40,320	△ 42,073
H28	5,974,026	730	5,943,156	30,870	33	0	30,173
H29	5,839,882	30,870	5,653,450	186,432	30,000	0	185,562
H30	5,064,549	186,432	4,882,736	181,813	24	0	△ 4,595
R01	5,120,852	181,813	5,036,022	84,830	100,020	0	3,037



(1) 歳入の内訳

令和元年度の歳入は、保険給付に必要な費用として県から交付される普通交付金が3,369,972千円（65.8%）と多くの割合を占めています。

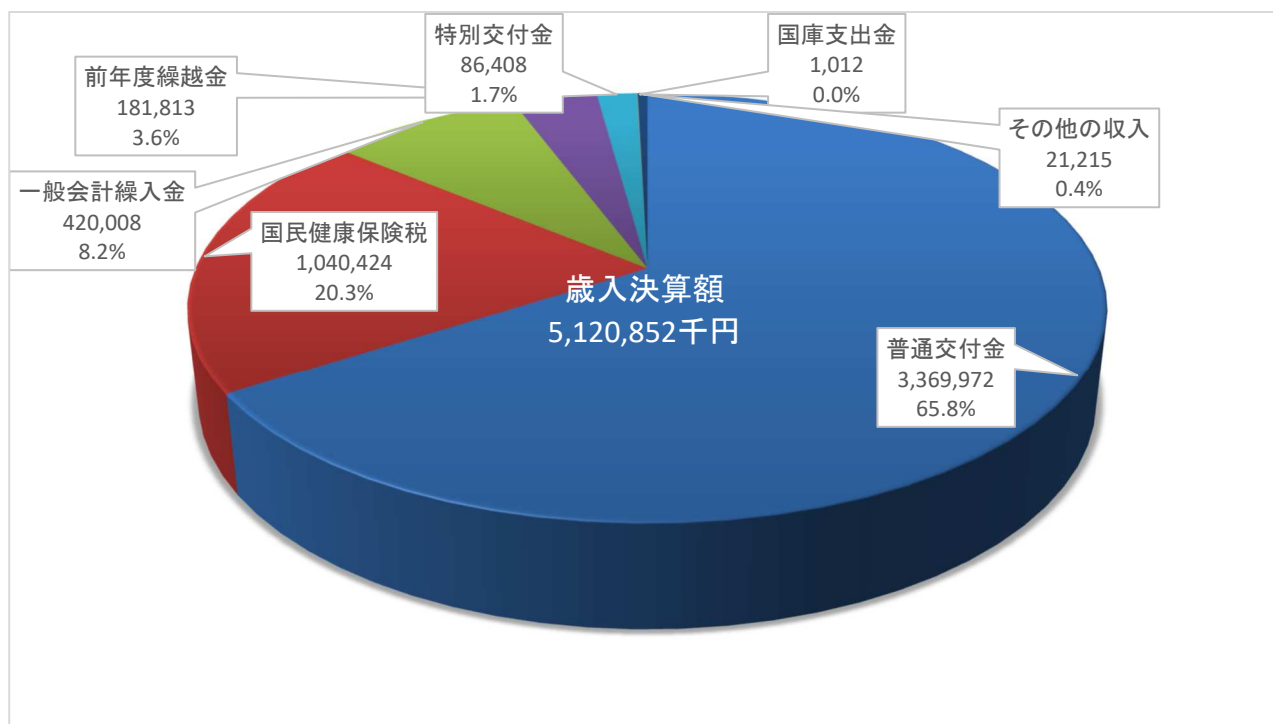
次いで県に納付するための国保事業費納付金を賄うための財源である国民健康保険税が1,040,424千円（20.3%）、一般会計からの繰入金420,008千円（8.2%）が歳入の主なものです。

一般会計からの繰入りに要する経費の大半は、地方交付税措置が講じられています。

また、保険基盤安定制度に係る繰入金は、国民健康保険が構造的に低所得者の加入割合が高い事から、保険税の軽減相当額が公費で補填されています。

単位：千円

予算費目	決算額	構成割合
普通交付金	3,369,972	65.8%
国民健康保険税	1,040,424	20.3%
一般会計繰入金	420,008	8.2%
前年度繰越金	181,813	3.6%
特別交付金	86,408	1.7%
国庫支出金	1,012	0.0%
その他の収入	21,215	0.4%
計	5,120,852	100.0%



(2) 歳出の内訳

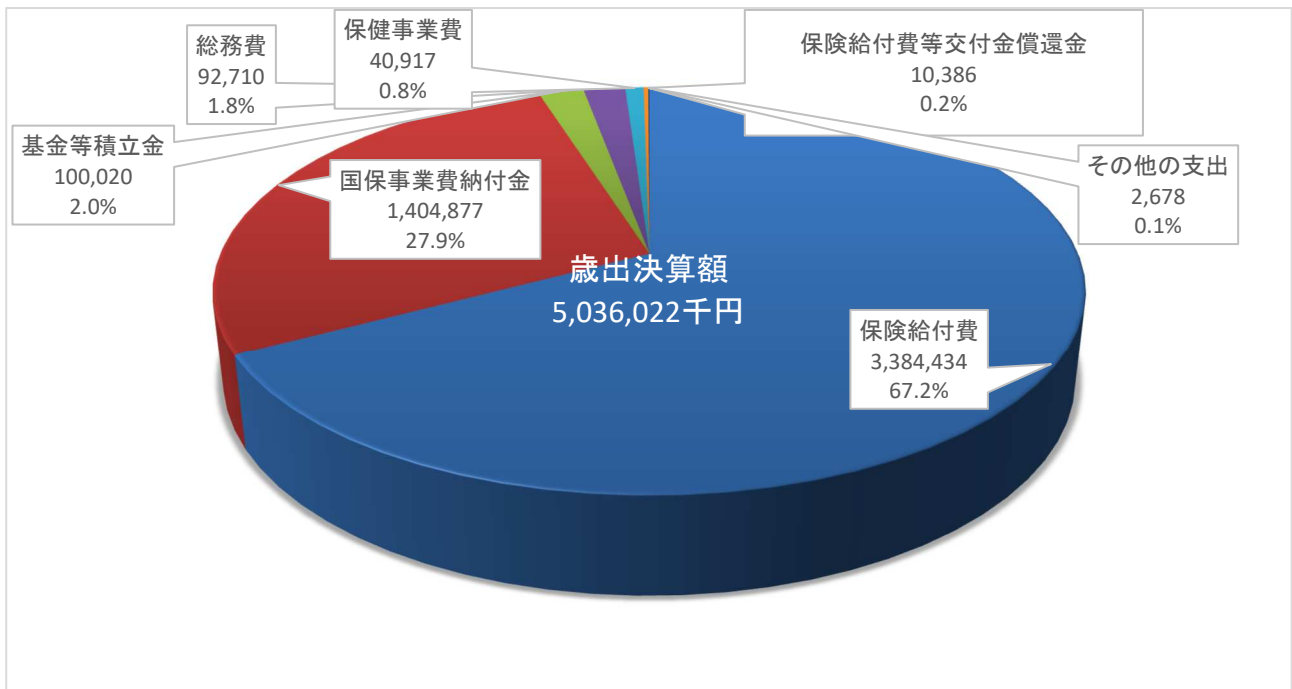
令和元年度の歳出は、国保加入者が病気や怪我で治療を受けた場合などに保険者である市町村が負担する費用の保険給付費が 3,384,434 千円（67.2%）と多くの割合を占めています。財源は国保制度改革によって、全額、県からの普通交付金で賄われる仕組みですので、市町村は資金不足に陥ることなく、安定した財政運営を行うことができます。

なお、普通交付金の財源は、国や都道府県からの公費、県下市町からの国保事業費納付金、前期高齢者交付金等で賄われています。

次いで保険給付に要する費用等に充てるために財政運営の責任主体である県に納付する国保事業費納付金 1,404,877 千円（27.9%）が歳出の主なものです。

単位：千円

予算費目	決算額	構成割合
保険給付費	3,384,434	67.2%
国保事業費納付金	1,404,877	27.9%
基金等積立金	100,020	2.0%
総務費	92,710	1.8%
保健事業費	40,917	0.8%
保険給付費等交付金償還金	10,386	0.2%
その他の支出	2,678	0.1%
計	5,036,022	100.0%



4 財政調整基金の状況

八幡浜市国民健康保険事業特別会計の財政の調整を図り、医療費支払いの円滑化と健全な運営に資することを目的に八幡浜市国民健康保険財政調整基金を設置しています。

令和元年度は、前年度繰越金のなかから 100,000 千円と基金から生じた預金利息 20 千円を加えた 100,020 千円を積み立て、年度末残高は 198,028 千円となっています。

単位：千円

年度	A 当初基金残高	B 基金積立額	C 基金取崩額	年度末基金残高 (A+B-C)
H27	108,204	67	40,320	67,951
H28	67,951	33	0	67,984
H29	67,984	30,000	0	97,984
H30	97,984	24	0	98,008
R01	98,008	100,020	0	198,028

5 国民健康保険税の収納状況

令和元年度国民健康保険税の収納状況は、現年度分 1,004,476 千円、滞納繰越分 35,948 千円、計 1,040,424 千円であり、前年度に比べ 0.3%の増収となりました。

なお、調定額（課税額）は現年度分と滞納繰越分を合わせて 1,138,112 千円であり、徴収率は 91.4%（現年度分 97.1%、滞納繰越分 34.7%）となっています。

なお、平成 30 年度を境に大きく税収が落ち込んでいますが、国保制度改革に併せて実施した保険料率の見直し（資産割の引き下げ。）による影響です。

単位：千円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
現年度分	1,075,430	1,085,095	1,081,415	996,738	1,004,476
滞納繰越分	51,232	48,576	53,394	40,709	35,948
計	1,126,662	1,133,671	1,134,809	1,037,447	1,040,424

年報 B 表（一般）及び E 表（退職）より

